

大分県報

令和七年
七月三日
（四七）

（木曜日）

目次

条 例

大分県税条例の一部改正……………	一
大分県税特別措置条例の一部改正……………	二
大分県議会議員及び大分県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部改正……………	二
大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部改正……………	三

○条 例

大分県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和七年七月三日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県条例第十五号

大分県税条例の一部を改正する条例

大分県税条例（昭和二十五年大分県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。
第六条の二第二項第一号中「マンション建替組合、マンション敷地売却組合」を「マンション再生組合、マンション等売却組合、マンション除却組合」に、「又は寮等」を「若しくは寮等（第二十一条第一項第四号に規定する寮等をいう。次項において同じ。）」に改め、同条第二項中「、事業所」を「若しくは事業所若しくは寮等」に改める。
第二十四条中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。
第二十八条の四中「者に限る。」の下に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が八十五万円以下であるものに限る。）」を加える。
附則第二十一条を次のように改める。
（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

令和七年七月三日

第二十一条 令和八年四月一日以後に第三十七条の二第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこ（第三十七条第二項第一号ホに掲げる加熱式たばこをいい、第三十七条の二の三の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この項及び次項において同じ。）に係る第三十七条の三第一項の製造たばこの本数は、同条第三項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第三十七条第二項第一号イに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項において同じ。）の本数によるものとする。

一 葉たばこ（たばこ事業法第二条第二号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第四条の二に規定するところにより直接加熱することによつて喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第四条の三に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項及び第三項において同じ。）の〇・三五グラムをもつて紙巻たばこの一本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの一本当たりの重量が〇・三五グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの一本をもつて紙巻たばこの一本に換算する方法

二 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の〇・二グラムをもつて紙巻たばこの一本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの重量が四グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの品目ごとの一個をもつて紙巻たばこの二十本に換算する方法

2 前項第二号に掲げる加熱式たばこ（第三十七条の二の三の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、同項第一号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるものその他の令附則第十条に規定するものについては、同項第二号ただし書の規定は、適用しない。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の規定により重量を本数に換算する場合の計算その他前二項の規定の適用に関し必要な事項は、令附則第九条の四に規定するところによる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第六条の二の改正規定（第四号に掲げる改正規定を除く。） 公布の日
二 第二十四条及び第二十八条の四の改正規定並びに次項及び附則第三項の規定 令和八

大分県報号外（条例）

年一月一日

三 附則第二十一条の改正規定並びに附則第四項及び第五項の規定 令和八年四月一日

四 第六条の二第一項第一号の改正規定（「マンション建替組合、マンション敷地売却組合」を「マンション再生組合、マンション等売却組合、マンション除却組合」に改める部分に限る。） 地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第七号）附則第一条第七号に掲げる規定の施行の日

（県民税に関する経過措置）

2 前項第二号に掲げる規定による改正後の大分県税条例（次項において「八年一月新条例」という。）第二十四条の規定は、令和八年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和七年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 八年一月新条例第二十八条の四の規定は、附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百三条の六第一項に規定する公的年金等（同法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する八年一月新条例第二十八条の四の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した同号に掲げる規定による改正前の大分県税条例第二十八条の四の規定による申告書については、なお従前の例による。

（県たばこ税に関する経過措置）

4 次項に定めるものを除き、附則第一項第三号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（同号に掲げる規定による改正後の大分県税条例（次項において「八年四月新条例」という。）附則第二十一条第一項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る県たばこ税については、なお従前の例による。

5 令和八年四月一日から同年九月三十日までの間に、大分県税条例第三十七条の二第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第三十七条の三第一項の製造たばこの本数は、同条第三項及び八年四月新条例附則第二十一条の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

一 大分県税条例第三十七条の三第三項の規定により換算した紙巻たばこ（八年四月新条例附則第二十一条第一項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に

〇・五を乗じて計算した製造たばこの本数
二 八年四月新条例附則第二十一条の規定により換算した紙巻たばこの本数に〇・五を乗じて計算した製造たばこの本数

大分県税特別措置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年七月三日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県条例第十六号

大分県税特別措置条例の一部を改正する条例

大分県税特別措置条例（昭和三十八年大分県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第二項」を「第三項」に改め、同条第二号中「、第二条の四第一項第二号、第三条の二第一項第二号」を削る。

第二条の四第一項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同項第二号中「又は収入金額」を「（県において課する事業税の課税標準となる額をいう。第三条の二第一項第二号において同じ。）」に改める。

第三条中「令和七年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。

第三条の二第一項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同項第二号中「又は収入金額」を削り、同条第二項第二号中「から第四号まで」を「又は第四号」に、「同条第四号」を「同号」に改める。

附則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の大分県税特別措置条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和七年四月一日から適用する。

（経過措置）

2 新条例第二条及び第二条の四から第三条の二までの規定は、令和七年四月一日以後に新設され、又は増設される施設又は設備について適用し、同日前に新設され、又は増設された施設又は設備については、なお従前の例による。

3 新条例第二条の四から第三条の二までの規定の適用を受けることとなった者が、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前又は施行日から一月を経過する日までの間に提出すべき新条例第四条第一項に規定する申請書及び新条例第五条第二項に規定する徴収猶予申請書の提出期限は、新条例第四条第一項及び第五条第二項の規定にかかわらず、施行日から一月を経過した日とする。

大分県議会議員及び大分県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年七月三日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県条例第十七号

大分県議会議員及び大分県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに
ビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

大分県議会議員及び大分県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例（平成六年大分県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、法」を「並びに法」に、「第四百四十三条第一項第四号の三の個人演説会告知用ポスター（大分県知事の選挙の場合に限る。）及び同項第五号」を「第四百四十三条第一項第五号」に、「総称する」を「いう」に改める。

第九条第一号中「七円七十三銭」を「八円三十八銭」に改め、同条第二号中「三十八万六千五百円と五円十八銭」を「四十一万九千円と五円六十二銭」に改める。

第十三条第一号中「五百四十一円三十一銭」を「五百八十六円八十八銭」に改め、同条第二号中「二十八円三十五銭」を「三十円七十三銭」に、「五十八万六千九百五十円」を「六十万九千六百九十円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条の改正規定及び附則第三項の規定は、令和八年一月一日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の大分県議会議員及び大分県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例（次項において「新条例」という。）第九條及び第十三條の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

3 新条例第一条の規定は、附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同項ただし書に規定する規定の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年七月三日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県条例第十八号

大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例

大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例（昭和五十一年大分県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「三、五二九人」を「三、五五〇人」に改め、同項第二号中「七、〇九九人」を「七、〇七六人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の規定は、令和七年四月一日から適用する。

令和七年七月三日

大分県報号外（条例）